

東北大学における公正な研究推進のための研究倫理教育実施指針

平成 28 年 3 月 29 日

統括研究倫理推進責任者 裁定

1. 目的

本学における構成員（教職員及び学生）が、誠実に学習・教育・研究活動を行い、人類の知的財産を守り、人類社会に貢献する責任ある研究を行うとともに、研究不正を防止するために、研究倫理教育の実施に際しての基本方針を定める。

2. 原則

本学における研究倫理教育は、次の原則に基づいて実施するものとする。

- (1) **教育の体系性**：学士課程、大学院教育を通じて学習・研究倫理が定着するよう体系的に行うこと
- (2) **キャリア・ステージの体系性**：新任教員・研究指導教員・部局の指導的教員及び研究活動に参加する職員など、役割とステージに対応して研修の機会を設けること
- (3) **共通性と分野の特性への配慮**：大学全体と部局との連携・協力により、学問全体を通じた共通性と研究分野の特性に対応した研究倫理教育を提供すること
- (4) **多様な教材と効果的効率的な学習**：各ステージでの修得課題を明確にするとともに、正課教育（単位）、非正課でのセミナー・ワークショップ、Eラーニング、教科書、パンフレットなど多様な教材と学習機会を提供し、効果的効率的な学習を保障すること
- (5) **持続的な内容の改善**：研究倫理に関する国際動向、最新の研究成果、具体的事例を大学として組織的に収集し、研究倫理教育に反映させること
- (6) **実践力の形成**：研究倫理学習にあたっては、その理解度を確認するとともに、ワークショップなど応答的学習の機会を設け、具体的な問題を判断し、解決できるようにすること
- (7) **学習履歴の証明**：学習者の学習履歴を記録し、大学間の移動や系統的な学習が継続するように確認し、証明できるようにすること
- (8) **定期的な履修**：教員においては、原則 5 年毎に研究倫理教育を受講すること。

3. 本学における研究倫理教育

- (1) 本学における研究倫理教育の実施は、別表に定める「研究倫理に関するキャリア・ステージ別学習参照基準」及び「研究倫理に関する学習内容参照基準」に基づいて、「研究倫理推進計画」中に「研究倫理教育実施計画」を毎年度策定して行うこと
- (2) 公正な研究活動推進委員会は、別表に定めた参照基準を満たした研究倫理教育が実施できるように、上記原則に基づいた「研究倫理教育実施計画」を策定し、実施すること
- (3) 各部局は、別表に定めた参照基準を満たすように、所属する教職員及び学生に対応した研究倫理教育計画を策定し、実施すること

- (4) 各部局の分野特性に対応した研究倫理教育の機会を提供するために、公正な研究活動推進連絡会議を通じて、部局横断的なセミナー等の開発などを行うこと
- (5) 他大学で研究倫理教育を受講してきた新任教員には、全学で開催する新任教員研修における研究倫理に関する講演のほか、受講内容を確認した上で、採用した部局において必要に応じて「研究倫理に関する学習内容参照基準」に沿った研修を行うこと
- (6) 研究活動に参加する職員、共同研究等で本学において研究活動を行う客員教員等については、研究倫理に関する学習履歴をふまえ、必要に応じて「研究倫理に関する学習内容参照基準」に沿った研修を行うこと
- (7) 留学生、外国人教員等で日本語学習が不十分な研究者に対しては、同水準の英語教材を開発し、全学及び部局の連携で学習の機会を設けること

4. 指針の適用時期

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。

なお、平成 29 年 3 月 31 日までを本指針の適用のための集中改革期間とし、実効性のある運用に向けた準備を集中的に進めるものとする。